

(金融庁長官宛認可申請書)

政第 86 号

平成 14 年 10 月 11 日

金融庁長官 高木 祥吉 殿

日本銀行総裁 速水 優

株式の買入れ等の実施に関する件

最近の金融情勢に鑑み、金融機関経営における株価変動リスクを軽減し、金融機関の経営ひいては金融システム全体への信認を確保することにより、金融機関間の資金決済の円滑の確保を図り、もって信用秩序の維持に資する観点から、別紙要綱に基づき、株式の買入れ等を実施し得ることと致したく、政策委員会の議決を経て、日本銀行法第 43 条第 1 項ただし書及び同法第 61 条の 2 の規定に基づき、認可申請致します。

以 上

株式買入等実施要綱

1. 買入対象先

銀行（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行をいう。ただし、同法第47条第2項に規定する外国銀行支店、整理回収機構、預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第13項に規定する承継銀行を除く。）のうち、株価変動リスクが経営に与える影響等を考慮して本行が定める基準を満たす先で、本行への株式売却を希望するものとする。

2. 買入対象株式

国内上場株式のうち、本行財務の健全性確保の観点から、発行企業の格付がBBB格相当以上であることなど、発行企業の信用力、市場の流通性等を考慮して本行が定める基準を満たすものとする。

3. 買入方式

本行を委託者兼受益者とし、信託銀行（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けて信託業務を営む銀行をいう。以下同じ。）を受託者とする金銭の信託を行い、当該金銭の信託にかかる信託財産として株式を買い入れる方式とする。

4. 買入価格

時価とする。

5. 買入を行う期間

株式の買入は、認可取得の日から平成15年9月末まで行い得るものとする。ただし、同月末までの累計買入額が6.(1)の買入限度額に満たない場合には、平成16年9月末まで株式の買入を行い得るものとする。

6. 買入限度額等

(1) 株式の買入の総額は2兆円を限度とする。

(2) 買入対象先別の買入限度額は、買入申込日の直前期末(中間期末を含む。)における銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号）第3条第1項に規定する株式等の保有額から基本的項目の額(銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5

年大蔵省告示第55号)に定める基本的項目の額をいう。)を控除した額または特定の買入対象先への過度の集中排除の観点から本行が定める金額のいずれか低い額とする。

- (3) 買入対象株式別の買入限度は、当該株式の総株主の議決権の5%とする。ただし、総株主の議決権の5%を超えない場合であっても、当該株式の買入額が、特定の銘柄への過度の集中排除の観点から本行が定める金額に達する場合には、当該金額を買入限度とする。
- (4) 買入対象先名、買入対象先別の買入額等個別の取引に係る内容は、公表しないものとする。

7. 買い入れた株式の議決権行使

次に掲げる事項を考慮して議決権行使の指針を定め、信託銀行に当該指針の範囲で善管注意義務に従って株式の議決権を行使させるものとする。

- (1) 議決権行使は本行の経済的利益を増大することを目的として行われること
- (2) 株主の利益を最大にするような企業経営が行われるよう議決権を行使すること

8. 買い入れた株式の処分

- (1) 平成29年9月末までに、株式市場の情勢を勘案し、適正な対価で処分するものとする。ただし、平成19年9月末までの間は、原則として処分を行わない。
- (2) 次に掲げる事項を考慮して株式の処分の指針を定め、信託銀行に当該指針の範囲で善管注意義務に従って株式を処分させるものとする。
 - イ、本行の損失発生を極力回避すること
 - ロ、処分時期の分散に配慮すること等により、本行の株式処分により株式市場に与える影響を極力回避すること

9. 株式取引損失引当金

原則として、株式の時価の総額が帳簿価額の総額を下回る場合にその差額を上半期末及び事業年度末に計上する。

10. 業務運営体制

法令遵守等の観点を踏まえ、株式買入れ等を担当する部署と企業情報を扱う部署を分離するとともに、株式買入れ等を担当する部署への重要事実の情報伝達を遮断する体制を整えるものとする。